

バス利用上の注意

バスを利用できるのは、市内の社会福祉団体が社会福祉事業の振興を図り障がい者、高齢者等の社会参加、研修視察又は社会福祉活動を促進するための活動を行う場合です。

- バスの利用回数は、1団体年間1回とします。
- バスを利用できる日は、土・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除いた日とします。

※4・7・8・10・11・12・1・2・3月の、水曜の偶数日は「せせらぎの郷」による予約運行となり利用できません。ただし、利用月の1カ月前の時点で「せせらぎの郷」で予約がない場合は、通常の利用受付ができますのでお問い合わせください。

- 予約のいかに関わらず、天候不良、災害等で運行が困難と認められる場合は運行を取りやめる場合があります。あらかじめご了承ください。
- バスの利用時間は午前9時から午後4時30分(集合場所発着)までとし、宿泊を伴わないものとします。
※1時間に1回は休憩を入れるなど、安全運行にご協力をお願いします。
- 乗車人数は原則として15人以上33人以下とします。
- 運行範囲は原則北陸3県内です。
ただし、千里浜なぎさドライブウェイ、二上山ドライブウェイは走行できません。
- 有料道路料金・駐車料金等は申請者の負担とします。(ETCカード利用可)
- 配車場所は通行に支障のない広い場所をお願いします。
- 視察研修中の事故に対する保険は各申請団体で加入してください。
※車両事故等による利用者への補償は市が加入する保険補償の範囲内とします。
- 車内でのアルコール類は禁止されていますが、DVDの持込みは可能です。
- 救急箱は、各申請団体でご用意ください。
- 常に車内をきれいにし、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。

申請方法

- バスを利用する時は「バス利用申請書兼運行指示書(様式第1号)」を利用予定日前月の15日までに提出してください。期日を過ぎても申請書の提出がないものは取り消しとなる場合があります。
- バスの利用が変更・不要になった場合は、速やかに「バス利用(変更・取消)届出書(様式2)」を提出してください。
※ 申請書は社協のHPからもダウンロードできます。
- バス乗車の名簿を乗車日の1週間前までには提出してください。

注)安全運行に支障がある場合は経路の変更等をお願いすることがございます。

注)利用責任者を定め、必ず同乗してください。